

1. 第二次再犯防止推進計画（令和5年3月17日閣議決定）

○持続可能な保護司制度の確立に向けた検討・試行【施策番号64】

法務省は、時代の変化に適応可能な保護司制度の確立に向け、保護司の待遇や活動環境、推薦・委嘱の手順、年齢条件及び職務内容の在り方並びに保護観察官との協働態勢の強化等について検討・試行を行い、2年を目途として結論を出し、その結論に基づき所要の措置を講じる。

2. 論点ごとの課題事項

①推薦・委嘱の手順、年齢条件

- 保護司法第3条第1項（推薦及び委嘱）、同法第7条（任期）
- 公募制の導入
- 委嘱時・再任時上限年齢の取扱い

等

②職務内容の在り方、保護観察官との協働態勢の強化

- 保護司法第8条の2（職務の遂行）
- 処遇活動又は地域活動のみを行う等担当制（保護司活動の限定）の導入
- 事件を担当することへの不安・負担の軽減
- 平日夜間・休日の会合・研修実施や保護観察官対応

等

③待遇、活動環境

- 保護司法第2条（設置区域及び定数）、同法第11条（費用の支給）、同法第13条（保護司会）
- 会費・実費負担分の取扱い
- 報酬制の導入
- デジタル化の推進
- 更生保護サポートセンターの在り方
- 保護区・保護司会の在り方
- 社会的認知度の向上・広報の在り方

等

④保護司の使命

- 保護司法第1条（保護司の使命）
- これからの時代を見据えた保護司の使命とは

等

⑤保護司の安全確保

- 保護司活動における安全・安心の確保策の在り方
- 保護司や家族の不安の軽減
- 自宅以外の面接場所の確保

等

3. スケジュール

令和5年5月17日	第1回	論点と論点ごとの課題について意見交換
6月20日	第2回	保護司・保護司会の視察・ヒアリング
7月27日	第3回	推薦・委嘱の手順、年齢条件、保護司の使命
8月30日	第4回	職務内容の在り方、保護観察官との協働態勢の強化、保護司の使命
9月21日	第5回	待遇、活動環境、保護司の使命
12月21日	第6回	保護司の使命等
令和6年2月21日	第7回	中間取りまとめ案について意見交換
3月28日	第8回	中間取りまとめの確定
4月25日	第9回	有識者からのヒアリング・意見交換
6月27日	第10回	保護司の安全確保等
7月29日	第11回	保護司の安全確保
8月29日	第12回	報告書案について意見交換
9月27日	第13回	報告書案について意見交換
10月3日	第14回	報告書の確定（法務大臣への報告）

4. 構成員（12名）

ベテラン・若手の現役保護司5名を含む学識経験者等有識者から構成

5. 今後講じていく施策等

①推薦・委嘱の手順、年齢条件

✓公募の取組を試行

- 保護司の人脈のみに頼らず、保護司活動インターンシップや保護司セミナーの実施、地方公共団体の広報誌等を通じた広報・周知により保護司候補者を募集する、いわゆる公募の取組を保護司会の意向を十分に踏まえつつ試行。

✓委嘱時上限年齢を撤廃

- 社会経済情勢の変化に伴い、定年年齢が延長していることを踏まえ、令和7年度から、保護司会における年齢層のバランスに留意しつつ、新任委嘱時の上限年齢（原則66歳以下）を撤廃。

✓任期の見直し

- 長く保護司活動を継続していく意欲を喚起することができるのに十分な期間を確保するという観点から、2年の任期を見直し。

✓国際化への更なる対応

- 保護司会の意向や地域の実情を十分に踏まえ、外国語や外国文化に精通している人材を保護司や保護司活動の協力者として確保。

②職務内容の在り方、保護観察官との協働態勢の強化

✓保護司活動の分担制はなじまない

- 保護司の使命は、処遇活動と地域活動との両立を通じてより良く達せられるものであり、どちらか一方のみを担当する分担制はなじまない。ただし、多忙により活動に制約が生じてしまう現役世代にも配慮し、今後も活動の在り方を模索。

✓デジタル技術を活用した保護司活動の負担軽減

- 保護司専用HP（H@）の活用促進や利便性向上のための機能拡充、土日・夜間を含めて広く研修の機会を確保するためのリモート研修の実施。

✓犯罪被害者等の心情等を十分に考慮した処遇の強化

- 保護観察官及び保護司において、保護観察等対象者に、自らの犯罪の責任を自覚させ、被害者等の心情等を理解させることによって、誠実に被害弁償させたり、心からの謝罪の気持ちを持たせてこれを実行させたりするなど、適切な処遇を強化。

③待遇、活動環境

✓報酬制はなじまない

- 保護司活動は、労働の対価としての給与の支給を受けずに行われている崇高な社会貢献の取組。保護司の無償性は、利他の精神や人間愛に基づく地域社会における自発的な善意を象徴するものであり、なお堅持していくべき価値があるもの。

✓保護司実費弁償金の充実

- 幅広い年齢層の保護司が、保護観察等事件の担当の有無にかかわらず、無理なく保護司活動を継続できるよう保護司実費弁償金を充実。保護司組織の維持・強化に必要な保護司実費弁償金も充実。

✓現役世代が保護司活動を長く継続できるようにするための環境整備

- 保護司活動に関し、兼職の許可や職務専念義務の免除について柔軟かつ弾力的な取扱いを行うことや、ボランティア休暇制度の対象とすることを働き掛けるなど、保護司活動の環境整備の活性化のための仕組みについて検討。

✓国際的な情報発信の一層の推進

- 「国際更生保護ボランティアの日（4月17日）」を活用して、保護司や保護司制度の国際的な認知度を向上。

④保護司の使命

✓保護司法制等の見直しを検討

- 保護司の使命（第1条関係）、保護司の具備条件（第3条関係）、地方公共団体の協力（第17条関係）等の見直しを検討。

✓保護司制度の在り方やその維持・発展のための方策等の検討

- 持続可能な保護司制度の確立には、今後の我が国の社会情勢や人々の価値観の変化等に対応していく必要があることから、保護局において、少なくとも5年ごとに検討を実施。

⑤保護司の安全確保

✓安心して保護司活動を継続するための取組の強化

- 定期的な保護観察事件の点検、保護司の不安等の適時的確な把握、保護司が相談しやすい関係性の構築、保護司複数指名制の活用、保護観察官による直接関与などの取組を強化。

✓保護司の家族への支援の充実

- 保護司の家族の不安や負担を軽減できるよう、保護司の家族が互いに意見交換できるような機会を設けるなど、必要な支援を充実。

✓面接場所・面接方法の選択肢の拡充

- 更生保護サポートセンターの複数設置に加え、公民館等の公的施設や民間団体の会議室等の利用など、保護司のみならず、保護観察対象者等にとっても利便性の高い面接場所を拡充。
- 面接方法に一律のルールを設けるのではなく、保護観察官や企画調整保護司が対面・オンラインで同席できるようにするなど、安全・安心が確保される面接方法の柔軟かつ円滑な選択を可能に。

✓保護観察等の実施体制の強化

- ユニット制の導入を含む更生保護官署職員の配置の最適化や保護観察官の増員により、保護観察官が、保護司や保護観察対象者等の状況に応じて迅速かつ臨機に対応することができるような体制を構築。